

「平和を考える」 推薦図書

河上暁弘（広島市立大学広島平和研究所講師・憲法学）

今回は、私の専門分野との関係で、主として憲法学者や政治学者等によって書かれた、理論的な視点から平和問題を考える図書でなるべく読みやすいものを中心に選んでみた。

- きみたちと現代 宮田光雄 岩波書店（岩波ジュニア新書）
生きるということ 宮田光雄 岩波書店（岩波ジュニア新書）
いま日本人であること 宮田光雄 岩波書店（同時代ライブラリー）
憲法第九条 小林直樹 岩波新書
きみはサンダーバードを知っているか 水島朝徳ほか 日本評論社
戦争と平和 古川純・山内敏弘 岩波書店
平和学を学ぶ人のために 君島東彦編 世界思想社
物語日本国憲法第九条 伊藤成彦 影書房
軍隊のない世界へ 伊藤成彦 社会評論社
軍隊で平和は築けるか 伊藤成彦 社会評論社
武力信仰からの脱却 伊藤成彦 影書房
平和憲法と共生六〇年 小林直樹 慈学社
戦争放棄と平和的生存権 深瀬忠一 岩波書店
平和憲法の創造的展開 和田英夫・小林直樹・深瀬忠一・古川純編 学陽書房
恒久世界平和のために—日本国憲法からの提言 深瀬忠一ほか編 勁草書房
平和憲法の確保と新生 深瀬忠一ほか編 北海道大学出版会
都市型社会と防衛論争 松下圭一 公人の友社
日本国憲法第9条の思想的淵源の研究 河上暁弘 専修大学出版局
平和と市民自治の憲法理論 河上暁弘 敬文堂

・きみたちと現代 宮田光雄 岩波書店（岩波ジュニア新書）

宮田光雄氏は、東北大学名誉教授で著名な政治学者（ヨーロッパ政治思想史）であるが、早い時期から学生とともに、読書会を開き、多くの若者と向き合ってきたことでも知られる。その著者が、若き君たちに、そもそも「生きるということ」とは、そして「現代社会に生きるということ」の意味を問い、さらに「平和を創り出す」とはいかなることなのかを、ナチス・ドイツの経験、フランクル「夜と霧」、シュヴァイツァー、ガンジー、キング牧師らを例に出して、平易な言葉で綴った渾身の一冊である。若い時代にこうした書に出会えた君は大変幸運であると思う。平易な文章ではあるが、できるだけ一語一語味わ

って読んでいただきたい。なお、あわせて、同著者の**岩波ジュニア新書『生きるということ』**もあわせ読むとさらにいいと思われる。

・いま日本人であること 宮田光雄 岩波書店（同時代ライブラリー）

宮田光雄氏についてはどうしてももう一冊あげておきたい書がある。私が大学の学部生時代出会った座右の書でもある本書である。本書は、21世紀において、個人として、日本人として、「地球市民」としてどう生きるかという問題を、ルーグィン『ゲド戦記』を例にあげたアイデンティティ問題から語り始め、また教育、宗教、人権、平和問題を原点から問い直し、深めて考えている。とくに、平和問題との関係では、第5章「国を守るとは何か」をぜひ読んでみてほしい。

・戦争と平和 古川純・山内敏弘 岩波書店

著者の古川純氏（専修大学教授）並びに山内敏弘氏（一橋大学名誉教授）は、現在の公法学界をリードする憲法学者であり、ともに平和主義研究等で知られる著名な研究者である。その著者が、明快・簡潔な論理をもって、「戦争と平和」の歴史と現在の状況を明らかにしようとするのが本書である。「戦争の世紀」であった20世紀を振り返り、平和思想と平和運動、現代戦争の実態、戦争違法化の歴史と戦争責任・戦後補償問題、日本国憲法の平和主義、構造的暴力問題などを掘り下げる。

・平和学を学ぶ人のために 君島東彦編 世界思想社

ありそうであまりなかった「平和学」の入門書・教科書に当たる作品。編者の君島東彦氏は立命館大学教授（憲法学・平和学）で、NGO「非暴力平和隊」の設立・運営にも関わる理論と実践の第一人者である。本書は、一般市民向けの「作品としての平和学」を目指し、いじめ、子ども兵、ジェンダー、人権、環境、開発、芸術から戦争、軍需産業、核兵器、平和の国際機構論に至るまで、本当に多岐にわたる考察が特徴的である。本書を通じて、「平和学の深さ、鋭さ、温かさ」を感じてもらえることであろう。「平和学」に関心のある人はぜひ本書の一読を薦めたい。

・物語日本国憲法第九条 伊藤成彦 影書房

著者の伊藤成彦氏（中央大学名誉教授・社会思想史）は、ローザ・ルクセンブルク研究などで国際的にも著名であり、また文学評論や平和運動等の実践面でも著名な研究者である。著者の理論は、どんな場合においても、常に簡明・簡潔そして何よりも具体的であり、著者の平和論に関する著作としては、『**軍隊のない世界へ**』『**軍隊で平和は築けるか**』（ともに社会評論社）、『**武力信仰からの脱却**』（影書房）など、ぜひ読んでいただきたいものが多

いのだが、そうした中でもあえてまず君たちに読んでもらいたいと思う一冊が、本書である。

本書は、もともと、主権国家体制と国際法成立の起源とも言われる1648年のウェストファリア条約成立350年の年（1998年）に、当該条約調印の地にある大学として知られる、ドイツのオスナブリュック大学に著者が客員教授として招かれた際の講義「もう一つの日本—憲法第9条を中心として平和の観点から見た日本の社会・文化・歴史」（全26回）を邦訳しまとめ再編集した上で、その後の日本と世界の動きを踏まえてあたらしく書き下ろしたものである。日本とドイツの学生や市民に対して、近現代日本の歴史を、国際的には（国内的にも？）あまり知られてなかった、とくに明治自由民権運動以来の「民権」思想（平和・人権・民主主義論）の視座から振り返り、あらためて平和憲法の起源を探り、現代に位置づけようとする意欲的な作品である。おそらく学生諸君は、目からうろこが落ちる思いで一気に読みきってしまうにちがいない。

大学が本来、一般常識を学んだり就職訓練をしたりする場というよりも、知そのものを問い直し、真理を探究し、幅広くかつ専門的にも深く学びながら、いい意味で揺らぐことのない自分なりの意見を持ち、そして他者（特に意見の異なる者）とよく議論し、安易なレッテル張りなどすることなく、むしろその違いからこそ学ぶ態度を大切にする場であることに思いを馳せてほしい。学問とは、まず世の中の常識を理性的に疑うところからはじまるのである。本書はそうしたことを考える上でも、俗世間の常識や多数意見なるものを批判的に見つめ返すきっかけとなるものであると思われる。

・ きみはサンダーバードを知っているか 水島朝穂ほか 日本評論社

憲法学者はとかく憲法解釈論に耽り、憲法理念を実行化するための憲法政策論の理論化を怠ってきたという指摘（小林直樹氏）がある。本書は、当時、広島大学助教授で新進気鋭の憲法学者として注目を浴びた水島朝穂氏（現早稲田大学教授）がコーディネーターとなり、自衛隊の海外派兵による国際貢献の道ではない、もうひとつの国際協力のあり方を、平和憲法の視座から、ユーモアセンスも多分に交えて考察を加えた、堂々たる憲法政策論である。

イギリスの人形劇「サンダーバード」（近未来の国際救助隊が舞台）の非軍事・「人命救助優先主義」のメッセージを受け止め、かつそれをモデルにして、非戦・非武装・全世界の国民の平和的生存権保障を謳った日本国憲法を持つ日本が、率先して軍縮を実施し、非軍事の「ニッポン国際救助隊」を創設し、積極的な国際協力を行うべきことを提唱している。

なお、平和憲法の政策論としては、やや専門的になるが、さらに、下記の小林直樹、深瀬忠一両氏の著作のほか、深瀬忠一氏を中心とする研究会の3部作：①和田英夫・小林直樹・深瀬忠一・古川純編『平和憲法の創造的展開』（学陽書房、1987年）、②深瀬ほか

編『恒久世界平和のために—日本国憲法からの提言』（勁草書房、1998年）、③深瀬ほか編『平和憲法の確保と新生』（北海道大学出版会・2008年）もあわせて参照して欲しいところである。

・平和憲法と共生六〇年 小林直樹 慈学社

小林直樹氏（東京大学名誉教授）といえば、言わずと知れた憲法学界の最長老であり、大家・最高権威の一人として知られる。その著者が、半世紀にわたる平和憲法に関する研究成果を一冊の体系書にまとめたのが本書である。同じ著者の著作としては、**岩波新書の『憲法第九条』**が有名であり、まずはそれを通読するところから始め、さらに学生時代のうちに、できればこの体系書に挑んでもらいたい。

本書は、700ページを越える大著であり、戦後日本の「平和憲法学」の成果が盛り込まれており、まさに、「憲法第9条の総合的研究」そのものである。本書は、「総論：平和憲法の理念と現実」、「平和憲法の変動過程」、「憲法9条の政策論」といった三部構成からなり、もともとは独立した諸論文から構成されているのであるから、もちろん、気になった部分から読むことも可能である。格調高く、しかし読みやすい小林憲法学の真髄に触れ、ブリリアントな学者の理論とはどういうものかということにぜひ触れて欲しい。本書は、まさに日本の「平和憲法学」における最高傑作の一つである。

・戦争放棄と平和的生存権 深瀬忠一 岩波書店

深瀬忠一氏は、北海道大学名誉教授で、特に平和憲法理論の大成者の一人として知られる。本書は、世界と日本の平和思想や戦争論、日本国憲法の平和主義に関する緻密で体系的な解釈理論（とくに平和的生存権論）、平和憲法の政策論（総合的平和保障論）など、「平和憲法学」のありとあらゆる面での理論展開が詳細かつ体系的に行われている、これまた大著である。深瀬理論は、フランスを中心とした平和の法思想史の深い理解と、他方で、本人も関わった自衛隊の二大裁判（恵庭事件、長沼ナイキ訴訟）での経験等を活かした、きわめて柔軟で多角的な視点からの理論展開が特徴的である。日本の「平和憲法学」の最高の理論水準を、本書を通じて、ぜひ味わってもらいたい。

・都市型社会と防衛論争 松下圭一 公人の友社

松下圭一氏は、市民自治・市民参加論やシビル・ミニマム論などで知られ、今もなお政治学や地方自治論をリードし続けている著名な政治学者（法政大学名誉教授）である。その著者が、都市型社会論や市民自治論の視点から防衛論・安全保障論を論じたのが本書である。

戦後日本の防衛論争は、これまで大いなる欠落と欠陥があった。それは、保守・革新両陣営、あるいは、いわゆる「現実主義者」から平和主義者まで、ともに都市型社会の成熟を無視し、いまだに日露戦争をモデルとしたかのような農村型社会の戦争イメージで語られているということであると著者は指摘する。「都市型社会」の時代の今日、東京など巨大都市は、電力、食糧、石油等の供給ルートが断たれたら、都市機能は完全に麻痺する。いやむしろ、「有事近し」といった形で、供給ルートの攪乱予測が出ただけで、買いだめ・売り惜しみ・略奪・放火・都市ゲリラなどが出現する可能性があり、その結果、数千万単位の難民の出現することさえも予測に入れておかなければならない。こうした大パニックに対しては、到底、戦略備蓄や警察・軍隊による治安強化もそれらには対抗できないものと推測される。とりわけ、日本のように、政治、行政、経済、文化のほとんどが東京に一極集中している場合、首都東京への攻撃又は攪乱一つで、より一層の破滅的な事態が起ころう…こうした著者の指摘は、「現実主義」的に安全保障を考えるならば、議論と検討が避けて通れない問題提起であると思われる。

ジュネーブ追加議定書などの国際法を活用し、「無防備地域（地区）宣言」などを中心に、市民自治、自治体中心の非軍事的な市民保護・平和保障のあり方を提唱する本書を通じて、あらためて、「有事法制」「国民保護法制」の問題を原理的に考えてもらいたいと思う。

・日本国憲法第9条の思想的淵源の研究 河上暁弘 専修大学出版局

最後に推薦者たる私の著書も一応挙げておきたい。本書は、戦争放棄や戦力の不保持、交戦権の否認を規定した、日本国憲法第9条の平和主義規定成立の思想的淵源を探ろうとするものである。一言で言うと、「憲法第9条はどこから来たか？」という点についての私自身の研究成果（博士論文）をまとめて出版したものである。

本書の中で、特に中心的な考察対象となったのは、1920年代アメリカ市民たちの「戦争非合法化(outlawry of war)」思想である。これは、①制度としての戦争を侵略・自衛・制裁の別を問わず非合法化すること、②国際紛争を法と裁判によって解決するための根拠となりうる国際法典の整備、③義務的裁判管轄権(affirmative jurisdiction)を具備した国際裁判所の設置を内容とし、とくに①については、少し概観しただけでも、憲法第9条の戦争放棄条項との内容の類似性が見られ、時代的にも不戦条約へ強い影響がありうるものと推測される。

もし、私の仮説のように、日本国憲法第9条成立の思想的淵源には、国境と時代を異にするアメリカの市民の「戦争非合法化」という平和思想・運動があったとするならば、日本国憲法第9条成立の歴史的意味が、より国際的に深められることになるのではないだろうか。なぜなら、平和・人権・民主主義を希求して営まれる市民の諸実践が、時には過去から未来へという形で、また歴史と国境と民族を越えて、相互に影響を与えあっている事実が浮かび上がってくるからである。ここで憲法成立へ直接行動する（あるいは行動可能な

力を持った) 為政者 (エリート) のみが、憲法制定という歴史を創っているのではないことに改めて気づかせられよう。また、同時に、このように大きな視野から日本国憲法成立史を見るならば、憲法9条の平和主義は、ひとり日本だけのものではなく、世界から国境と時代を越えて贈られた素敵な贈物であり、かつてのアメリカ市民の模索と葛藤の歴史的チャレンジを、本来地下水的あるいは草の根でつながっているはずの同じく日本の市民が、それを正面から受け止めて、しかもより一層高めて行くべく、彼らが未来に向けて投げかけた問題提起と期待に応えるべき希望と責任を託されたことを意味するものであるようにも思われる。この歴史的なリレーの意味は重い。

振り返って、名もなき市民・民衆の視座を考察者の視点とする時、歴史とは、決してエリートが自己完結的に創造するものではないことが明らかとなる。ここでも、むしろ民衆の生きた知・思想・実践が果たした大きな役割を適切に評価することが強く求められるように思われる。よろしければ一読を薦めたい。

・平和と市民自治の憲法理論

河上暁弘 敬文堂

本書は私の2冊目の単著であり、初の論文集である。本書では、まず、憲法というものを、「国家統治の基本法」というよりも、むしろ、市民の人権、「いのち」と「くらし」と「自分らしさ」の保障のために国家・政府機構をつくり運営するための「契約書」ととらえた上で(第1章)、日本における社会契約の契約書たる日本国憲法がいかにして生まれたかということと、その世界史的・民衆的文脈を明らかにしつつ(第2章)、日本国憲法の最大の特徴たる平和主義条項の憲法解釈論上の意味と争点を探った(第3章)。日本国憲法の平和主義は、全世界の国民の平和的生存権の保障を目的とし、それを達成するために、まず日本国から、あらゆる戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認(非戦・非武装平和主義)を実行しようとするものである。それは、あらゆる軍事力の保持・行使を認めず、人間の尊厳・個人の尊重を基礎として、非暴力に徹して紛争の平和的解決を行おうとするという意味で、<徹底的平和主義>であり、また、戦争さえなければそれでよいのではなく、戦争・武力紛争の根本原因たる飢餓、貧困、差別、抑圧、搾取、生態系破壊などの「構造的暴力」をも根絶し、全世界の国民の平和的生存権を保障しようとすることを目指しているという意味で、<積極的平和主義>でもある(第4章)。こうした平和主義の見地は、従来国家と軍事力を中心とした安全保障観を克服し、市民の市民による市民のための非戦・非軍事・非暴力に徹した平和の構築を、自治体レベルから、そして国家レベル、国際レベルへと構築してゆくことを要請する。その見地に立って、「国家安全保障」から「市民自治型平和保障」への転換が必要であり、その際の争点として、①平和保障の「主体」について、「国家・中央政府独占か、市民・自治体・多元的な平和保障か」、②平和保障の「手段」について、「軍事力によるか、非軍事手段に徹するか」、③平和保障の「目的」ないし「対象」に関して、「国家を守る有事法体制か、民衆の平和的生存権保障体制か」、と

いった3点について検討を試みた(第5章)。また、近年推進される地方分権改革の中で、真の地方自治を確立するためには、その障害となりかねない「有事法制」「国民保護法制」や改憲論とも向き合う必要があるだろう。本書では、「有事法制」「国民保護法制」が地方自治にいかなる影響を及ぼすか(第6章)、また、改憲論に対しても、そもそも「憲法改正」とは何かということ問い、憲法改正限界の理論とその憲法保障論上の意味を振り返った上で、日本国憲法の平和主義や地方自治原則が憲法改正限界を構成するか、もし構成するとしたらいかなるものがそこに含まれるかということを探った(第7章)。これらすべての考察は、平和と地方自治の関係を問い直そうとするものであると考えている。こちらもよろしければ一読を薦めたい。